

EPA活用推進会議で議論したいこと

2022年7月

経済産業省 通商政策局 経済連携課

EPA活用拡大にむけた課題と対応

- 中堅・中小企業等によるEPA活用を加速するには、**3つの「壁」**を乗り越えることが有効。
- 経済産業省は、10業界の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一堂に会して、より多くの我が国企業が3つの壁を乗り越えるための方策を検討するために、「**EPA活用推進会議**」を設置。

企業の声

①制度理解が難しい「知識の壁」

- ・協定の詳細情報の入手方法がわからない
- ・協定文書や公開されている情報が難解
- ・準備が必要な書類のサンプルやフォーマットが不明、又は多種多様

②手続きが煩雑「プロセスの壁」

- ・書類作成の人件費がかかる
- ・原産地証明書の作成に必要な取引情報の確認に工数がかかる
- ・原産地証明書の作成が困難
- ・社内体制が構築されていない
- ・原産性証明資料管理が煩雑

③サプライヤーとの協力を得るのが困難「協力企業の壁」

- ・サプライヤーの理解をえられるのが大変
- ・証明書提出にあたり、サプライヤーの機密情報が漏れる懸念がある
- ・輸出者に協力するための負荷が大きい

④その他

- ・扱う輸出製品に元々関税がかかっていない/他の減免制度を利用している
- ・税関職員の報奨金分配制度に起因すると思われるトラブルが頻発（泰）
- ・輸出額が少量
- ・自己証明制度と第三者証明書の並行導入を希望（EU）
- ・法制度の未整備・突然の変更が多い（尼）

対応施策

A. 広報・周知・実務サポート

- セミナーの開催
- 事例集/動画コンテンツ/解説書の作成/ Eラーニング
- EPA相談窓口

B. デジタル・ツール導入等によるプロセスの効率化

- B-1. 原産地証明書の発給・受給の電子化
- B-2. 原産地証明ナビ（英語での書類作成のためのエクセル・ツール）
- B-3. デジタルプラットフォームの整備
業界ごとの標準マニュアルと帳票フォーマットの作成

C. 関連制度の運用改善

- C-1. 「自動車産業適正取引ガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨
- C-2. 委託生産者の該当要件の明確化

D. 輸出先国でのトラブル解決

- 輸出先国税関でのトラブル対応

(A-1) 広報・周知・実務サポート

- 経済産業省では、全国のJETROのネットワークと連携しつつ、EPA協定や活用事例の周知・広報を推進し、個別企業の相談にも対応してきた。
- しかしながら、EPA協定は全業種を網羅した制度であるため、各事業者が自らに関係する部分を特定するまでの最初のハードルが高いのも事実。
- 業界団体との連携を深めることにより、各業界に最も関連する情報をオーダーメイドで提供できれば、EPA利用者の裾野が拡大することが期待できる。

(1) セミナー

- ・ 支援機関や金融機関、業界団体、一般企業向けにセミナーを実施。2021年度で52件実施。
- ・ ウェビナー、経営者セミナー、実践的ワークショップ、海外セミナー等、個別ニーズに応じたやり方を工夫。

(2) 事例集

- ・ EPAのメリットを周知すべく、各地の企業の活用例16例を掲載した事例集を作成・配布。
- ・ JETROの動画コンテンツ「世界は今」にて2件の活用事例を配信 <https://www.jetro.go.jp/tv/internet/2021/03/88637715cda783ed.html>

(3) 解説書

- ・ FTAの利活用について、図表を用いて分かりやすく説明する解説書を、TPP以降各協定につき作成。
- ・ 2022年2月にRCEP協定解説書改訂版を発行。

(4) EPA相談窓口

- ・ JETROにおいて貿易投資一般の相談を受け付ける中で、EPA相談について受け付けている。
- ・ オンライン及び電話で受け付け、回答している。 <https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

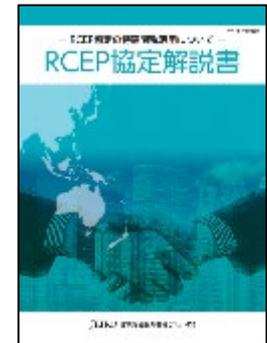
(5) データベース

- ・ 日本の署名した全EPAの関税率が検索できるデータベースを登録者に公開。

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※現状の把握や取組の検証のため、EPA利用実態に関するアンケートを実施・公表

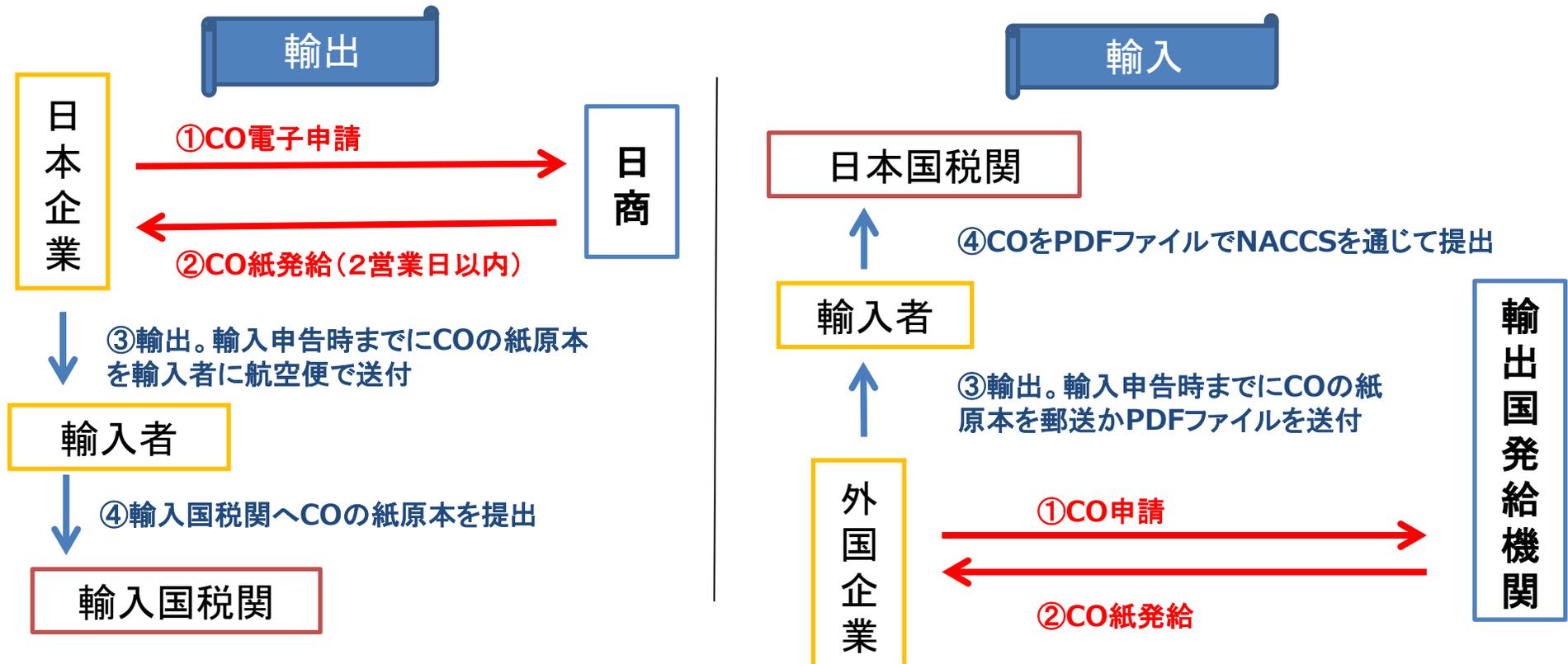
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/ec11ec7a40404213.html>



RCEP協定解説書
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf

(B-1) 原産地証明書の発給・受給の電子化

- 従前のEPAでは、日本企業が輸出時にEPAを活用するには、日商から紙原本で原産地証明書（CO）の発給を受け、輸入者がそれを通関時に提出することとなっているものが太宗。
- 紙原本の取り扱いに当たって、輸出者、輸入者、発給機関にとって郵送・保管のコストと紛失リスクが伴っている。
- CO発給手続きを電子化することにより、EPA利用プロセスを簡素化することが可能。



(B-1) 原産地証明書の発給・受給の電子化

- コロナ禍等の災厄にあってもビジネスの安定性と継続性を維持できる効率的で強靱なサプライチェーンを構築する機運が世界的に高まったこともあり、我が国は諸外国とのCO電子化のための交渉を推進。
- ①証明書の電子化・ペーパーレス化を進める「PDF方式」と、②COの発給機関と輸入国税関のシステムを連結する「データ交換方式」の二種類の取組を推進。

◆ CO電子化に向けた取組

① COのPDF化

日本からの輸出について、日タイEPAについては、2022年1月から、RCEP協定については発効時（2022年1月）より、COをPDFファイルで発給開始。

(参考) 日本商工会議所でのCO発給件数 (2022年)

日タイEPA : 1月 : 7,085件、2月 : 7,628件、3月 : 8,706件、4月 : 7,524件、5月 : 7,811件

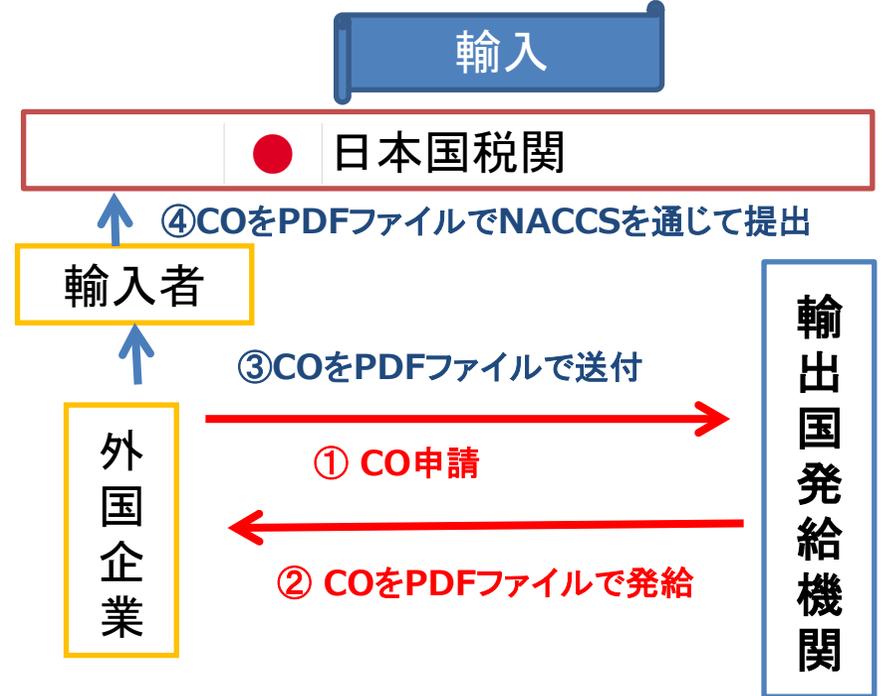
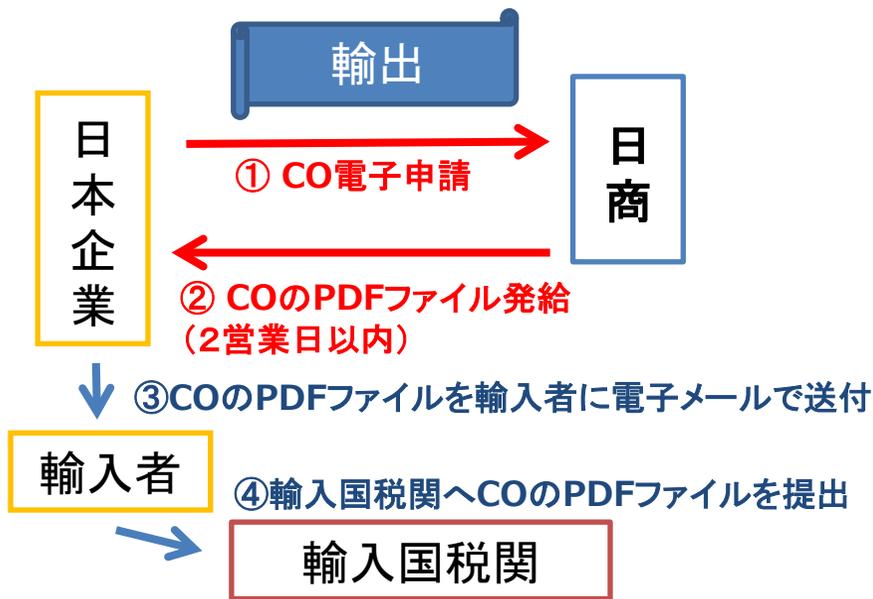
RCEP協定 : 1月 : 671件、2月 : 3,450件、3月 : 6,371件、4月 : 6,834件、5月 : 7,211件

② CO情報のデータ交換

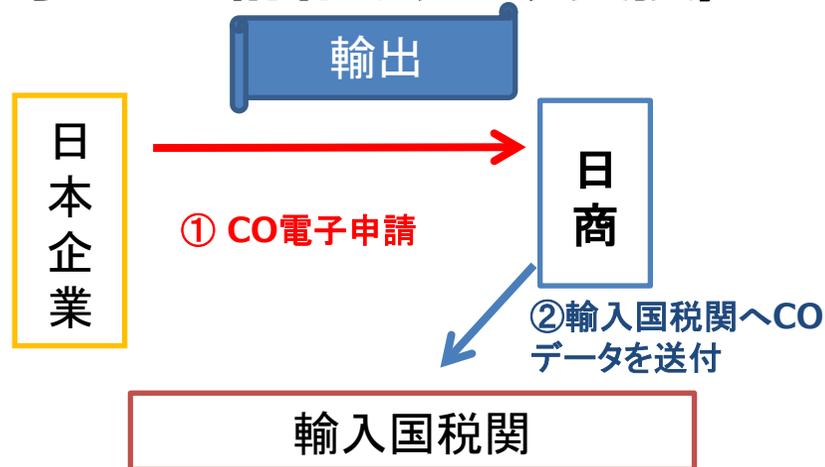
CO情報を電子的に交換するデータ交換方式についても、タイ、インドネシア、ASEANと導入に向けた実務的な協議を進めている。

(B-1) 原産地証明書の発給・受給の電子化

(参考：COのPDF化)



(参考：CO情報のデータ交換)



(B-2) 原産地証明ナビ (英語での書類作成のためのエクセル・ツール)

- 中小企業が輸出時にEPAを活用するに当たって、英語での書類作成を円滑に進めるためのエクセル・ツール（通称、「原産地証明ナビ」）をJETROが開発し、無料で公開（2021年8月～）。
- 企業情報やHSコード、製品・部材の情報等の必要情報を入力すれば、申請書類が自動的に作成可能。
- 昨年8月に公開以降、約11か月間で、1,750人のユーザがダウンロード。

3. 原産地規則を満たしているか確認します

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認

取引情報を転記

根拠資料プレビュー

書類作成日: 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 判定依頼者の情報

判定依頼者	法人番号	住所	電話番号	メールアドレス	部署・役職
ABC商事	123456879	赤坂1-12-32東京都港区	***-****-*****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報

生産者	法人番号	最終加工工場(工場)名称	最終加工工場(工場)住所
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

3. 原産地判定を行う輸出品の情報

HSコード(6桁)	商品名	判定受付番号	同様の商品がある場合) 判定受付番号を複数入力可	完成品価格(円)
220890	みりん			500

4. 協定名・適用した原産地規則の確認

仕向国	協定	付加価値基準の基準	関税(%)	関税分類変更基準の基準	原産地規則備考	一般・品目別規則
ベトナム	日ASEAN・EPA	RVC(控除方式)	40	CTH(上4桁レベルの変更)		

5. 備考

INVOICE

Date: March 30, 2021

Sender: Hanako Boeki Overseas Business Div. ABC Trading Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo. TEL +81-***-****-***** Email hanako@abc.co.jp JAPAN

Receiver: Ms.*** Director, Trade Div XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoàn Kiếm, Hà Nội, Vietnam. TEL +**-*****-***** Email nguyen@xyz.com

Order No. ABC124587

Shipped Per ABC forwarder

Tracking No. AW789456123

Terms of Payment T/T

Trade Terms FOB

Remarks

Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount
1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000
2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000
3 Mirin (Sweet sake made from rice)	220890	10	500	5,000

Number of pieces 2 Signature

Gross weight (Kg) 120kg

Total amount JPY 215,000

Statement of Origin (Japan-EU Economic Partnership Agreement)

Period: The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 123212231) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin. Origin criteria used: C1, C3. Place and date: 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo / March 30, 2021. Printed name of the exporter: ABC Trading Co., Ltd.

Certification of Origin (CPTPP)

Date: March 30, 2021

1. Certificator: Hanako Boeki Overseas Business Div. ABC Trading Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo. TEL +81-***-****-***** Email hanako@abc.co.jp JAPAN

2. Exporter: Hanako Boeki Overseas Business Div. ABC Trading Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo. TEL +81-***-****-***** Email hanako@abc.co.jp JAPAN

3. Producer: EFG Manufacturing Co., Ltd. EFG Manufacturing Co., Ltd. 1-7-5 Sakuraguchō Omiya ward, Saitama city, Saitama. TEL +81-***-****-***** Email JAPAN

4. Importer: Ms.*** Director, Trade Div XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoàn Kiếm, Hà Nội, Vietnam. TEL +**-*****-***** Email nguyen@xyz.com Vietnam

(B-3) デジタルプラットフォームの整備

- EPA申請手続きの簡素化・電子化に係るサービスを大企業向けに提供する先行例が見られるところ、中小企業向けに標準化されたシンプルなサービスを安価に提供するツールの開発を支援し、EPA利用のためのデジタルプラットフォームの整備を推進することにより、中堅・中小企業によるEPAの利活用を拡充していく。こうした趣旨に基づき、経済産業省では実証事業を実施中。

所管	経済産業省 通商政策局 経済連携課
事業目的	EPA関連手続きを簡素化するツール開発に係る実証への支援をすることにより、RCEP協定等の利用による成長を、中堅・中小企業まで波及させることを目的とする。
実証要素	①業種毎にEPAの申請に係る標準作業フローのマニュアル化。 ②業界毎に原産地証明書の申請準備に必要な根拠書類の標準フォーマット化。 ③業界専門用語等とHSコードの特定ができるデータセットの構築。
事業者	東京共同会計事務所・(株)東京共同トレードコンプライアンス
実施期間	2022年3月28日～令和5年2月28日 ※実証開始は2022年7月1日
事業内容	ワンストップでEPA関連手続きを簡易に行えるデジタルツールの実証事業

(B-3) デジタルプラットフォームの整備 (実証事業)

● 実証事業では、以下のアウトプットを想定

①業種毎にカスタマイズされたEPA申請の標準作業フローの構築

具体的には、(b)業界内での典型的な原産地証明方法 (RVC/CTC等)、(c)サプライヤの協力者数、(d)EPA利用のコストとメリット等をマニュアルに纏める。

②業種毎に原産地証明書の申請に必要な根拠書類の標準フォーマットを作成

サプライヤにとっての機微情報 (部材構成比やマージンを推測される情報) の提供を必要最小限に抑えた業界標準フォーマット作成により、輸出者とサプライヤ双方の手間を削減。

③HSコードを業界用語でそのまま検索できる「ふわっと検索」データベースの構築。

④①～③の成果を取り込み、ワンストップでEPA関連手続きを簡易に準備できるデジタル・ツールの試作品 (プロトタイプ) を開発。

フェーズ

①事前調査フェーズ
各業界との摺り合わせ
企業への意見聴取

②実証フェーズ
EPA申請プロセスの
モデルケースについて
企業の使用感を聴取

③フォローアップ
①と②の改善
報告書作成・公表

成果物

<成果物①>

- a) 根拠書類の標準フォーマット
- b) 実務的なEPA申請作業フロー・マニュアル
- c) 業界専門用語とHSコードの摺り合わせ

<成果物②>

- a) ステップバイステップの作業フローのモデルケース特定
- b) 検索データベース

<成果物③>

企業の使い心地に関するフィードバックを基に改善した結果を報告書に纏め、公表。

(C-1) 「自動車産業適正取引ガイドライン」でのデジタルプラットフォーム活用推奨

- 政府は、下請取引の適正化の推進のために、主要業種毎にガイドラインを策定しているところ、2021年9月、経済産業省は「自動車産業適正取引ガイドライン」を改訂し、EPA利用拡大のために、CO申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、書類作成に当たってのデジタルプラットフォームの活用による省力化を推奨する旨が初めて盛り込んだ。

「自動車産業適正取引ガイドライン」 関連部分 (P69)

第四に、輸出入にかかるコストの適正な負担の原則である。グローバルに効率的なサプライチェーンを構築するには、海外での現地生産と日本からの部品輸出を組み合わせることとなるが、部品輸出では経済連携協定（EPA）の利用により関税率の低減などの利益を得られることから、EPA利用拡大による自動車産業の国際競争力強化が期待される。EPA利用の申請には原産地証明書等の申請関連書類を作成する必要があるが、親事業者が下請事業者に対して原産性証明に必要な書類作成等の協力を求める場合には、適正な価格転嫁について十分な協議に努めることが望ましい。

(具体的なベストプラクティス)

<書類取得に伴い協力を求める際に十分な協議を実施する例>

下請事業者に対して、原産地証明の申請に当たって、必要な書類作成等の協力を求める場合において、価格転嫁について協議を実施している。また、EPA利用が実現する場合の将来の受注増や量産効果の見込み等について下請事業者に対して十分に説明し、下請事業者にとっての費用対効果について共通認識を持てるようにしている。証明に必要な書類作成等について、親事業者と下請事業者で協議し、相互に納得した上で実施している。

<下請事業者の負担削減に資する電子プラットフォーム等を採用する例>

①品目別原産地規則（PSR）の検索機能、②機械的に原産判定できる機能、③人的な相談窓口による判定サポート、④必要な書類作成に当たって、親事業者と下請事業者が協力してコミュニケーションを図るプロセスを標準化・円滑化する機能、⑤将来の監査に備えた書類保存を省力化する機能等を備えた電子プラットフォーム利用等などすることにより、依頼・回答・調査を標準化し、下請事業者の調査をはじめとする業務負担を大幅に削減。

(参考) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/guideline/sitaukeAuto.pdf>

(C-2) 委託生産者の該当要件の明確化

- 委託生産者制度を活用すれば、生産者が、輸出者ではなく、最終生産者でもない場合にも、製品の原産性証明について一定の条件を満たせば、「委託生産者」として原産品判定依頼を行うことが可能。
- 経済産業省は、産業界のニーズを踏まえて、2022年4月に、この「一定の条件」を明確化。具体的には、経産省HP上のマニュアルである『原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』を改訂し、日本商工会議所では、「委託生産者」に関する説明資料を公表。



委託生産者について

A社が輸出する物品の

- ① 生産に係る企画、仕様の決定
- ② 原材料の調達、支給又は指定
- ③ 製造全般の管理・指揮を行い、

B社に製造させる場合、A社、B社ともに生産者（A社は委託生産者）に当たり、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出して原産品判定依頼を行うことができる。

委託生産者に関する要件および提出資料については、以下を参照。
「委託生産者について（日本商工会議所作成、経済産業省監修）」
(<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha.pdf>)

【提出資料】

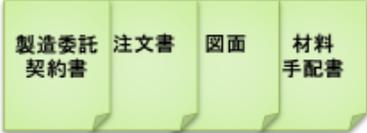
- 委託生産者であることのチェックシート
- 要件①～③の委託関係を示すための誓約書
(<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/itaku-seisansha-checksheet.docx>)

【保存資料】

A社が委託生産者として原産品判定依頼を行う場合には、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料のほか、B社との関係を示す資料についても保存する。

(例)

- ✓ 委託契約書
- ✓ 製品の注文書・納品書
- ✓ 図面/QC工程表/生産仕様書
- ✓ 材料の手配書/伝票 など



製造委託契約書 注文書 図面 材料手配書

日本商工会議所ホームページ：https://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

- ※ 1 「[原産性を判断するための基本的な考え方と整えるべき保存書類の例示](#)」（経済産業省ウェブページ）
- ※ 2 『[委託生産者について](#)』（日本商工会議所ウェブページ）

D. 輸出先国税関でのトラブル対応

- E P A の活用にあたって、輸出先国税関でトラブルが発生した場合は、現地大使館やJETRO等と連携しつつ、輸入国税関・政府に対して、対応の改善を申し入れを行い改善を継続的に図っている。

ケース①：経由地情報がないことを理由とした特恵関税の否認

【問題】 インドネシア税関において、第三国を経由した輸出の場合に求められる書類（通し船荷証券）に経由地情報がないこと理由に、特恵関税を否認する事例が複数発生。

【対応】 両国間の協議の結果、通し船荷証券上に経由地等が記載されない場合には、船会社が発行する運送証明書でも受け入れ可とする実務的解決策に合意。

ケース②：現地政府による貿易制限的措置に対する対応

【問題】 2020年9月、インド税関でEPA利用時における通関手続き書類の追加を求める措置（CAROTAR）が導入され、通関手続きに要する期間が大幅に伸び、EPA利用を断念するというケースが発生。

【対応】 在インド日本大使館を通じ、数次に渡り申し入れた結果、2020年12月、運用明確化に係る通達が発出された。

- **各業界における現在のEPA活用実態**
- **EPA活用を一層促すための改善余地**
- **各業界団体での取組の紹介**
- **実証事業への期待や指摘、提案**
- **EPA利用を推進するための提案**